

原発差止仮処分申立書

平成29年7月5日

大阪地方裁判所 御中

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一

弁護士 河合 弘之

弁護士 海渡 雄一 代

弁護士 甫守 一樹 代

弁護士 大河 陽子 代

高浜原発3, 4号機 運転差止仮処分命令申立事件

当事者の表示 債権者 別紙当事者目録記載のとおり

債権者代理人 別紙当事者目録記載のとおり

債務者 別紙当事者目録記載のとおり

申立の趣旨

- 1 債務者関西電力株式会社は福井県大飯郡高浜町田ノ浦1において、高浜発電所3号機及び同4号機を自衛隊法82条の3第1項による破壊措置命令が同第2項により解除されるまで運転してはならない。
- 2 申立て費用は相手方の負担とする。
との仮処分命令を求める。

申立の理由目次

1. 事案の概容.....	2
2. 北朝鮮のミサイルをめぐる情勢.....	2
3. 日本政府の対応.....	4
4. ミサイル迎撃体制の不確実性.....	6
5. ミサイル攻撃された場合の原発重大事故の発生の態様.....	7
6. 想定される債務者の弁解とそれへの批判.....	9
7. 被害の巨大性と債権者が受ける被害.....	10
8. 避難の可能性.....	11
9. 保全の必要性（緊急性）.....	12
10. 結論.....	13

申立の理由

1. 事案の概容

現在、朝鮮半島をめぐる情勢が緊迫し（疎甲第1号証内閣官房国民保護ポータルサイトA1「北朝鮮は過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルを発射」「政府としてはいかなる事態にも対応することができるよう緊張感をもつて」）（以下、書証の説明・引用は網かけ）、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮という）によるミサイル攻撃の危険性が高まっているところ、日本政府はその危険性を公式に認定し、ミサイルに対する破壊措置命令（その定義は4頁下から9行目以降に記載）を常時発令している。

北朝鮮のミサイルにより高浜原子力発電所3、4号機（以下、本件原発という）が攻撃を受けた場合、債権者を含む日本国民が被る損害は甚大かつ致命的であるため、少なくとも破壊措置命令が継続している間は本件原発の運転は中止しておくことを求めるものである。

2. 北朝鮮のミサイルをめぐる情勢

北朝鮮は最近、以下のとおり、ミサイルの実験を繰り返している（疎甲第2号証毎日新聞2017年5月15日号の発射一覧表、疎甲第3号証産経新聞2017年5月22日号「北　弾道ミサイル発射」の発射一覧表、疎甲第4号証産経新聞2017年5月30日号）。

2016年	2月7日	長距離弾道ミサイル発射
	6月22日	中距離弾道ミサイル「ムスダン」発射に初めて一定程度成功
	8月3日	中距離弾道ミサイル「ノドン」が秋田県沖の日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下
	8月24日	潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）発射
	9月5日	中距離弾道ミサイル「スカッドER」とみられる3発を同時発射、日本のEEZ内落下
2017年	1月1日	金正恩朝鮮労働党委員長、大陸間弾道ミサイル（ICBM）発射実験準備が「最終段階」と表明
	2月12日	新型中距離弾道ミサイル発射
	3月6日	スカッドER4発を同時発射、3発が日本のEEZ内に落下
	3月22日	元山から弾道ミサイル発射、直後に爆発
	4月5日	新浦から弾道ミサイル発射、失敗
	4月16日	新浦から弾道ミサイル発射、直後に爆発
	4月29日	北倉から弾道ミサイル発射、韓国軍は失敗との見方
	5月14日	亀城から新型中距離弾道ミサイル発射
	5月21日	亀城から新型中距離弾道ミサイル発射
	5月29日	元山からスカッドER発射、450km飛行し日本のEEZに落下

その性能は文字どおり日進月歩しており、日本全土は勿論グアム、ハワイなど米国の領内も射程距離に入った（疎甲第5号証毎日新聞2017年5月15日号「北朝鮮 高度2000キロミサイル」、疎甲第6号証朝日新聞2017年5月16日号「ミサイル ハワイも射程に」）。日本の領土には発射後約10分（疎甲第1号証内閣官房国民保護ポータルサイトA4「約10分後に…沖縄上空…」）で着弾する（疎甲第7号証産経新聞2017年5月15日号「日本着弾まで10分以内」）。ミサイルの数は増え（疎甲第8号証産経新聞201

7年5月23日号「北極星2」量産指示 正恩氏「成功、百点満点だ」)、発射場所の隠蔽は巧みになり、固体燃料化(事前準備時間が短い)も進み(疎甲第3号証産経新聞2017年5月22日号「液体燃料に比べ発射に時間のかからない固体燃料を導入」「事前探知や迎撃が難しい」)、発射装置の移動も機動性を増し(疎甲第9号証産経新聞2017年5月22日号「米本土と在日基地を射程」「飛距離・奇襲性を使い分け」「道路以外も走行できる無限軌道型の移動式発射台に搭載して、どこからでも発射でき、発射の兆候をとらえにくい」「コールドローンチ…発射を探知しにくい」(いずれも前兆把握困難につながる))、多数同時発射も可能とし(疎甲第10号証毎日新聞2017年5月16日号社説「複数のミサイルを同時発射…迎撃を難しくする」)、超高度軌道(ロフテッド軌道)(疎甲第4号証「迎撃が難しく」))も実験(いずれも撃墜困難につながる)(疎甲第11号証読売新聞2017年5月16日号「ロフテッド対策急ぐ」「落下速度が速く迎撃困難」))に成功した。

このような北朝鮮の挑発もしくは威嚇に対し、米、韓、日、中各国は警戒を強め、様々な方法(輸入・輸出の制限、軍事演習、警告など)で圧力をかけ、制止しようとしているが、北朝鮮はむしろ圧力がある度に反発してミサイル発射を繰り返し、稳健化する兆しは全く見られない。

ちなみに、北朝鮮の軍事力、特にミサイルは強化が進んでいる。その状況は「北朝鮮の軍事力と自衛隊」(疎甲第12号証半田滋作成)のとおりである。

3. 日本政府の対応

日本政府は、かねてより北朝鮮のミサイルによる危険の緊迫性を深刻にとらえ(疎甲第13号証内閣総理大臣安倍晋三答弁書平成26年11月25日付「特に北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は我が国に対するミサイル攻撃の示唆等の挑発的言動とあいまって、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっていると認識している」)、「弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止する必要がある」と認め、自衛隊法82条の3第1項に基づき、自衛隊の部隊に対して、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべきことの命令(以下、「破壊措置命令」という)を発した。

当初は発射が予想されるごとに同命令を発したが、それでは時間的に間に合わないことが明らかになつたため、2016年8月8日からは常時発令(3ヶ月毎の更新)となり、今日に至っている(疎甲第14号証の1乃至24朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞、東京新聞、中日新聞、日本経済新聞の各紙が「破壊措置命令の常時発令」「現在も」との完全に同じ内容の報道

をしている。よって、この事実は「公知の事実」である)。

弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがなくなったときは破壊措置命令は解除される(同条第2項)が、現時点では解除されていないし、解除される見通しは全くない。緊張状態は当分続くと考えられるからである。破壊措置命令が常時発令されているということは極めて重要である。これは、弾道ミサイルが我が国に飛来し、人命又は財産に対し、被害が発生するおそれが常に存在しているという政府の認識の正式(公式)の表明だからである。

政府は国民に対して警告を発し、ミサイルが発射されたときに備えて、Jアラート及びエムネットというシステムを構築している(疎甲第15号証読売新聞2017年5月11日号「北ミサイル 発射数分で自動通知」、疎甲第16号証読売新聞2017年5月6日号「Jアラート避難に生かす」)。Jアラートとは全国瞬時警報システムのことであり、エムネットとは緊急情報ネットワークシステムのことである。

Jアラートは現に2回作動した(疎甲第17号証日本経済新聞2017年5月6日号「北朝鮮によるミサイル発射 鉄道有事対応ルール化へ」、疎甲第1号証内閣官房国民保証ポータルサイトA2「政府からJアラートにより情報伝達があった場合は…」、A3「平成28年2月7日及び平成24年12月12日に…Jアラート…」)。2012年12月と2016年2月に北朝鮮がミサイルを発射したときである。

しかし、これらはいずれも北朝鮮が発射日時、落下予定海面を事前に国際海事機関に予告していた。日本及び米国サイドは警戒して注視していた。だからこそ発射後4~6分で認識し、Jアラートを発することができた。その他の発射ケースで日本政府が日本領土・領海着弾又は通過前に北朝鮮のミサイル発射を発表したことはない。それほどミサイル発射を早期かつ的確に認知することは難しいのである(疎甲第18号証D I A M O N D o n l i n e 2017年5月11日号「Jアラートの警報は北朝鮮ミサイル落下に間に合わない」田岡俊次「機能した過去2回は北朝鮮の事前通告があった」「どこに向かうかすぐには分からず警報出しても、間に合わず」、疎甲第19号証平成28年版防衛白書第2節朝鮮半島1北朝鮮6頁「地下施設が存在する…TEL (Transporter-Erector-Launcher※代理人注)に搭載され移動…その詳細な発射位置や発射のタイミングなど…を事前に把握することは困難」)。2017年4月29日には東京メトロがNHKの北朝鮮ミサイル発射情報によって10分間停止した(疎甲第20号証東京新聞2017年4月30日号「メトロ一時ストップ」)。北陸新幹線も同様である(疎甲第21号証読売新聞2017年4月30日号「北陸新幹線も緊急停止」、疎甲第22号証朝日新聞2017年5月15日号「ミサイル 列車ど

うする」)。

4. ミサイル迎撃体制の不確実性

我が国のミサイル迎撃体制は二段構えになっている(疎甲第23号証読売新聞2017年5月13日号「SM3…PAC3…二段構え」)。第1段階として、イージス艦に搭載された迎撃ミサイル「SM3」によって(疎甲第11号証読売新聞2017年5月16日号「弾道ミサイル迎撃のイメージ」「二段構えだ」)、約500kmの高度(大気圏外)で迎撃し、それで撃ち漏らしたときに、第2段階として地対空誘導弾「PAC3」が地上10数kmで撃ち落とすことになっている。しかし、我が国にはイージス艦は4隻しかなく(疎甲第24号証読売新聞2017年5月2日「イージス艦…現在の4隻から8隻とする方針」)、船の性質上(修理、点検、訓練が必要)輪番制をしかざるを得ず、日本海に置けるのは常時3隻とされ、その不足が指摘されている。

また、PAC3も34機(PAC2との混載で)しかなく(疎甲第12号証「北朝鮮の軍事力と自衛隊」半田滋作成のパワーポイント22頁)、全原発をカバーしきれていない。しかもPAC3は本件原発の近傍に配備されていない(疎甲第25号証平成26年11月17日山本太郎議員による質問主意書質問10記載の徳地秀士防衛省防衛政策局長答弁)。イージス艦のSM3もPAC3も不十分であることは明らかである(疎甲第26号証HARUKAZE2017年4月5日号に詳しい。SM3は「高速で大気圏外を飛翔するミサイル弾頭に、迎撃弾を直撃させるという非常に難易度の高い迎撃となるため、100%成功するとは言いません」「PAC3は…その防衛範囲は狭く、…(半径)約20kmの範囲、それも扇形」「PAC3は…迎撃弾と対象の相対速度が非常に速く、迎撃そのものの難易度も高く」)。

政府もその不十分性を認識しており、陸上型イージス(イージスアショア)を加えて三段構えにする案も検討しているが、それがいつ完成するかは定かではない(疎甲第23号証読売新聞2017年5月13日号「ミサイル防衛新装備 政府調整 陸上型イージス」「実際の導入は数年後」)。

しかも、北朝鮮はミサイルの同時多発発射も可能とした。同時又は繰り返して多数のミサイルが飛来するときに、それらをもれなく撃墜することはほとんど不可能と考えるべきである(疎甲第27号証日本経済新聞2017年5月17日号「防衛省幹部は…PAC3など…では迎撃は難しいと」「2発目以降を確実に撃ち落とせるとは限らない」)。

また、北朝鮮は最近約2000km高度の弾道をとることに成功した。このロフテッド軌道をとるミサイルは超高速で真上から落ちてくるので、迎撃が

より困難とされる（疎甲第28号証日本経済新聞2017年5月15日号「ロフテッド軌道迎撃困難」「従来の対応で十分かとの懸念…（防衛省幹部）」、疎甲第29号証朝日新聞2017年5月16日号「ミサイル技術進展に警戒」「迎撃困難の見方も」「防衛省幹部は落下速度が速く、BMD（弾道ミサイル防衛）による迎撃が困難と」、疎甲第30号証産経新聞2017年5月16日号「北 新型ミサイル成功」、疎甲第11号証読売新聞2017年5月16日号「ロフテッド対策急ぐ」「現状のミサイル防衛態勢では迎撃が容易ではない」、疎甲第27号証日本経済新聞2017年5月17日号「自民党の会合で…迎撃には限度」）。

いずれにせよ、北朝鮮から飛来するミサイルを完全に撃墜することはほとんど不可能である。

そのことは政府も認めており（疎甲第25号証平成26年11月17日山本太郎議員による質問主意書質問10「石破茂防衛庁長官（当時）が…日本海側にはずらっと原発が並んでいるわけで…そこへ落ちたらどうなるの…、現在のところ安全だということになっています…」「通常弾頭でも十分に脅威となり得る」その他前掲の防衛省幹部の発言等）、だからこそ、撃ち漏らしたときに備えて、Jアラートなどの国民避難システムを構築しているのである。日本の領土外で100%撃墜できるという確信があれば、政府は国民に避難への備えを呼びかける必要はないからである。

そもそもミサイル迎撃ということは歴史上実戦で実行されたことがない。訓練、演習があるのみである。訓練や演習は予めミサイル発射が分かって行われる。それでさえ、SM3の実験では25%を撃ち漏らしているという（疎甲第18号証D IAMOND on line 2017年5月11日号「野球の練習で「センターフライ、行くぞ」と叫んで取らせる「シートノック」同然だ。実戦ではありえない最良の条件の下での成績を基準に防衛戦略…を考えるのは児戯に類する」）。我が国の北朝鮮ミサイル迎撃体制が完璧でないことは公知の事実と言ってよい。

5. ミサイル攻撃された場合の原発重大事故の発生の態様

稼働中の原発が弾道ミサイル等によって攻撃され破壊された実例はない。したがって、その機序を具体的に詳細に想定することは困難である。しかし、場合分けをして、ある程度想定することは可能である。それについては1984年2月に財団法人日本国際問題研究所が作成した「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」（疎甲第31号証）が参考になる。これは30年以上も前の文書だが、日本の原発は40年間、基本的な構造は変わっておらず、かつその後同種の研究は他に行われていないので、現に有効性、通用力

を持つものである（疎甲第32号証朝日新聞2011年7月31日号「原発攻撃 極秘に予測」）。

シナリオとしては、第一に全電源喪失がある。これが最も確率の高いシナリオである。このことは東京電力福島第一原発事故によって明らかになった。原発は全て電気によって運転される。したがって、原子炉（圧力容器）や格納容器が直撃されなくとも、全電源を喪失すれば容易に炉心溶解に至るのである。世界中のテロリストは既にそのことを知っている。北朝鮮も然りである。ミサイルの破壊力は衝突の衝撃力と搭載されている爆弾の爆発力によつてもたらされる。

ミサイルの速度は約15～20マッハ（音速）（秒速約7km）といわれている（疎甲第6号証朝日新聞2017年5月16日号「速度はマッハ24」）から、衝撃力は極めて高く、爆発力も強力である。火薬を入れる弾頭の重量は500kgといわれている（疎甲第6号証朝日新聞2017年5月16日号「弾頭重量を500キロと推定」）。それが本件原発もしくはその周辺に着弾した場合、外部電源の導入電線、変電設備、余熱除去系の海水ポンプ及びそれへの電線、その他所内の長大な電線及び配管、脆弱な補機建屋内もしくはむき出しに置かれている冷却系システム、非常用ディーゼル発電機等々の全部もしくは一部が破壊される確率は高い（疎甲第33号証「軍事攻撃されると原発はどうなるか」藤岡惇著「屋外にあるこれらの機器は、小さな通常爆弾でほとんどが破壊されるか、機能停止に至るであろう」（4頁上段））。

そうなると原子炉が緊急停止（スクラム）してもそれに続く高い崩壊熱を冷却することができず、燃料棒がメルトダウン、メルトスルーし、東京電力福島第一原発事故のようになるのである。しかも現場は火災、破壊状態となり、また次なる攻撃に対する恐怖も支配するので、鎮圧作業は困難を極めるであろう。

第二に考えられるシナリオは格納容器破壊である。北朝鮮のミサイルの精度は「7メートルの誤差」の実績があると北朝鮮は主張している（疎甲第34号証産経新聞2017年5月31日号）から格納容器直撃のおそれは十分にある。格納容器の壁は厚い鉄筋コンクリートでできているので、ミサイルの衝突力だけでは貫通されることはないという見解がある。しかし、その衝突力にミサイルに搭載された爆弾の爆発力を加算すると破壊されるおそれがある。

また、屋根・天井は構造計算上、壁のように重くすることができないので脆弱である（福島原発では水素爆発で原子炉建屋の屋根が吹き飛んだことを想起されたい。）。

格納容器が破壊されると格納容器内外の電線や配管が破損し、余熱除去系の

機能喪失やLOCA（冷却材喪失事故）となり、メルトダウンとなるおそれがある。また、爆発時に格納容器の破片が圧力容器を損傷して、余熱除去系の機能喪失やLOCAなどを引き起こすおそれもある。

メルトダウンが起きた場合、すでに格納容器は破損しているので、放射性物質は直ちに、あるいは比較的速やかに大気に放散されることになる。

第三のシナリオは、原子炉（圧力容器）直撃である。この場合の恐ろしさは分析するまでもない。原子炉内の燃料棒内の放射性物質は直ちに大量に放出される。原子炉建屋も格納容器も大きく貫通されているのだから、当然のことである。

なお、最近の知見でも中東の実例から高性能爆弾を搭載したミサイルによれば原子炉本体を破壊できることは明らかとする（疎甲第33号証「軍事攻撃されると原発はどうなるか」藤岡惇著2頁後段3頁上段「これらの事例を見ると、高性能爆弾（あるいはこれを搭載したミサイル）を使えば、原子炉本体を破壊できることは明らかだ」）。

6. 想定される債務者の弁解とそれへの批判

債務者は、弁解として以下のように主張すると予想される。

①新規制基準の審査項目はミサイル攻撃を想定していない。電気事業者が対処すべき、対処できる問題ではない。

②万一飛来しても防衛大臣の破壊措置命令で対処してもらえる。

③Jアラートなどが出たら原子炉を緊急停止するから安全だ。

①は確かにそのとおりである。政府も国会でその主旨の答弁をしている（疎甲第13号証平成26年1月25日内閣総理大臣安倍晋三答弁書質問11、12に対する回答）。行政法上の問題としてはそのとおりで、電気事業者が自ら迎撃装置を備えることはできないし、そのようなことを再稼働の許可基準に入れることはできないであろう。

しかし、ミサイル攻撃による原発重大事故の危険は現に存在し、本件仮処分においては債権者はそれを理由に人格権に基づく差止を請求しているのであって、新規制基準が不十分とか、それへの適合性審査が違法であると主張しているのではない。行政法上の問題（端的に言えば、再稼働許可の適法性）と民事法上の問題（人格権侵害のおそれと緊急性）を混同してはならない。行政法上の審査をパスしていても、人格権を侵害するものは停止させなければならない。それがまさに民事司法の役割である。

②については、破壊措置命令とその実行によってもミサイル攻撃により原発が重大事故を起こすことがないという保証は全くないということは明らかであり、すでに詳論したところである。

③については、原子炉や格納容器がミサイルの直撃を受ければ緊急停止（スクランブル）どころの話ではない。また直撃されなくて原子炉の緊急停止（スクランブル）ができた場合でも高い崩壊熱・余熱があるので、全電源喪失、LOC Aなどにより冷却不能となりメルトダウンするおそれがあることは東京電力福島第一原発事故のとおりであるから緊急停止は安全の理由にならない。停止して長時間経っていなければならぬのである。したがって、今の段階で停止して冷温停止の状態にしておかなければならぬ。

7. 被害の巨大性と債権者が受ける被害

原発がミサイル攻撃によって重大事故を起こした場合、その被害は場合によっては核兵器（原爆、水爆）によるものより大きい。核兵器による被害は①強烈な熱線によるものと②放射性物質によるものがある。原発事故には①はないが②は核兵器よりもずっと多い。政府の発表によれば東京電力福島第一原発事故によって放出されたセシウム137の量は、広島原爆の168倍に達したという。また、通常の原発を1年間運転したことによる放射性物質の蓄積量は広島原爆による量の約1000倍に相当する（疎甲第35号証「悲惨を極める原子力発電所事故（2011年4月29日）」小出裕章）。通常兵器による攻撃によって原発はかくも大量の放射性物質を放出して住民、国民ひいては国に加害をするのである。原発が「自国にのみ向けられた核兵器」「敵国のために用意した核弾頭」と言われる所以である。

イスラエルは百発以上の核兵器を持つ核大国であり、しかも油田が乏しい資源小国であるが、原子力発電所を持たない。敵意を持つ国に囲まれているため、原発がミサイル攻撃やテロを受けたときに「敵国のために用意した核弾頭」が破裂して巨大な被害を受け、国が亡びるおそれさえあるからである（疎甲第33号証「軍事攻撃されると原発はどうなるか」藤岡惇著3頁「なぜイスラエル…では原発の建設に積極的でないのか」）。ミサイルによる威嚇を繰り返す隣国を持つ我が国はイスラエルの「賢明さ」「用心深さ」に学ぶべきである。

なお、前掲の「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」（疎甲第31号証）によれば、第二のシナリオによる被害は下表のとおりである（疎甲第32号証朝日新聞2011年7月31日号）。これは、30年以上前の研究なので過小に過ぎると思われるが、少なくともこの程度の被害が発生することは確かである。

具体的な被害予測（シナリオ2）	
緊急避難を全くしなかった場合	
急性死亡	最大 1万8000人
急性障害	最大 4万1000人
風下約16キロ圏内の住民が1～5時間以内に避難	
急性死亡	最大 8200人
急性障害	最大 3万3000人
長期的影響	
がん死亡	最大 2万4000人
居住制限地域	最大 87キロ圏内
被害予測の数字を出したのはシナリオ2のみ	

債権者の住居は本件原発から約80kmの場所にあるところ、80km圏でも放射性物質の被害を受けることは2011年3月11日当時の原子力委員会委員長近藤駿介作成の「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描（通称「最悪シナリオ」）（平成23年3月25日）」（疎甲第36号証）により明らかである。同書は福島第一原発事故の最中に、当時の菅直人首相の命により近藤駿介が作成したもので同事故が最悪の事態になれば、170km圏内は強制退去地域、250km圏内（すなわち、首都圏を含む東日本全体）は任意退去地域（住民は退去の権利を持ち、それに対する損害賠償や公的支援が受けられる地域）になるとしている。

これらを踏まえ福井地方裁判所判決（平成26年5月21日）（疎甲第37号証）は「250キロメートル圏内に居住する者は本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められる」（同判決10結論の部分）としている。他の判決、決定でも80km程度の離隔を理由として却下、棄却した例はない。なお、原子炉設置許可処分の無効確認を求める原告適格を原子炉から半径20キロメートルの範囲内の住民に限った名古屋高裁平成元年7月19日判決（判例時報1322号33頁）は、最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決（民集46巻6号571頁）によって破棄された。

8. 避難の可能性

ミサイル攻撃によって原発が重大事故を引き起こした場合、ミサイル原発

事故としての独特的な困難な問題が発生し、住民の避難は混乱を極める。すなわち、続くかもしれないミサイル攻撃に対しては、政府の指導に従い堅固な建物内にこもらなければならない。他方、放射能の被曝を避けるためには遠くに逃げなければならない。住民は文字どおり進退が極まり、蒸し焼き状態となる。なお、債権者の住居は本件原発から約80kmの距離にあるので、本件原発が重大事故を起こしたときには、当然に被曝するおそれがあり、上記と同様避難も困難となる。

9. 保全の必要性（緊急性）

債権者を含む国民の身体、生命に重大な被害が及ぶおそれがあることは政府が「弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命…に対する被害防止の必要がある」としていることで十分に証明されている。「大げさだ」という者もいるようだが、それは何の根拠もない俗論、楽観論である。防衛に関する重要かつ機微な情報は政府しか持っていない。その政府が「危険」だと言っているのだから「危険」なのである。それ以外言いようがない。

しかも、北朝鮮は我が国の原発が防衛上の弱点であることを知悉している（疎甲第38号証産経ニュース2013年5月29日号、疎甲第39号証北朝鮮労働新聞2013年4月10日号「日本には数多くの…原子力関連施設…が至る所に…攻撃を受ければ日本は1940年代に被った核の惨禍とは比べものにならない途方もない災難を被ることは避けられない…」）。特殊工作員により日本の原発の状況把握に努めているようでもある。

他方政府は、サイバー攻撃に対する対抗措置を検討しているが、2017年5月17日付日経新聞によれば、「原子力発電所のシステム損傷や機能停止などの緊急事態を最も被害が深刻なレベル5と認定する見通しである」とのことであり（疎甲第41号証日本経済新聞2017年5月17日号）、原発がサイバー攻撃の対象になることを想定しているのである。そうであれば、ミサイル攻撃の対象となることも想定すべきこと明らかである。

原発が戦争行為やテロに狙われやすく、弱いということはニューヨークの貿易センタービルにハイジャックした飛行機が突入したとき（9.11事件）に、残りの飛行機が近くの原発に向かっていた（途中で墜落）らしいということが言われていてから世界の常識となった（疎甲第33号証「軍事攻撃されると原発はどうなるか」藤岡惇著3頁中段「2001年9月11日の同時多発テロ事件以来、原子力発電施設はゲリラ勢力の格好の攻撃目標となると、国際原子力機構（IAEA）は警戒を呼びかけてきた。」）。また、新型戦争システム（宇宙利用技術、情報ネットワーク、精密誘導技術、無人機技術を使った戦争シス

テム。米軍はこれを持っている)の現下の最大の弱点は原発だというのは一般的共通認識である。米軍に抵抗する側(北朝鮮を含む)にすれば原発の狙い撃ちこそが最も有効な反撃策と考えるはずだからである(疎甲第33号証「軍事攻撃されると原発はどうなるか」藤岡惇著2頁中段「新型戦争に米国が注力すればするほど米国とその同盟国の核施設を狙うことで、反撃しようとする動きが強まる」)。そして、東京電力福島第一原発事故によって、必ずしも格納容器や原子炉に命中しなくとも、周辺に着弾するだけで電気設備や配線や配管を破壊すればメルトダウンに至るということが世界中のテロリストが知るところになった。北朝鮮も然りである。北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃する危険性は現実のものである。保全の必要性は明らかである。

なお、ミサイル着弾に備える対策としては、原子炉内の核燃料及び使用済み燃料プール内の使用済み核燃料を安全な場所に運び出すしかないが、これは短期間でなし得ることではない。しかし、少なくとも現在運転中の原発の運転を停止して核燃料を冷温停止させておけば、危機が発生した場合において破滅的事態への進展を食い止めるための対策を講じる時間的余裕が生まれる。原子炉容器や使用済み核燃料プールを直撃したときは、原発の運転を停止させていても無意味かもしれない。しかし、着弾点が少しでもずれれば、対策の余地が生じ得る。ミサイル着弾を想定したとき、直ちにできる対策は、原発の運転停止しかない。ペシミズムに陥ってはならない。

10. 結論

債権者は、本件申立ての趣旨と同内容の本案訴訟を提起する予定であるが、いつミサイルが本件原発に着弾するやもしれず、その場合、債権者の生命身体が深刻な影響を受ける蓋然性があり、本案判決の確定を待ついとまがないので、債権者に生じる著しい損害又は急迫の危険を避けるため、民事保全法23条2項に基づき、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

政府がミサイルへの破壊措置命令を出しているということは政府が国民の生命や財産が危機に瀕しているということの公式表明である。ならば、地下鉄や新幹線や船を止める前に原発を止めるべきである。被弾したときの被害の大きさは数万倍も大きく、国が滅びる危険さえあるのだから(疎甲第36号証「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描(通称「最悪シナリオ」)(平成23年3月25日)近藤駿介」)。

地方自治体も国民も原発に対するミサイル攻撃に危機意識を持っており、石川県ではそれに対する訓練を予定している(疎甲第42号証産経ニュース2017年6月22日号「町長の一人から『(県内にある) 北陸電力志賀原発が狙われたら』と問われ」)。

常識ある人々は皆思っている。「そんなに北朝鮮のミサイルの危険があるなら、なぜ地下鉄を止める前に原発を止めないのだろう。」と（疎甲第40号証
東京新聞2017年5月3日号「北ミサイルで地下鉄運転ストップしたけど…原発なぜ止めない？」）。

本件申立はこのような常識に基づくものである。

以上

(別紙)

当事者目録

債権者 水戸 喜世子
住所 大阪府高槻市上田辺町11-3-206

債権者代理人 弁護士 井戸 謙一
滋賀県彦根市小泉町78-14 澤ビル2階
井戸謙一法律事務所
TEL : 0749-21-2460 FAX : 0749-21-2461

弁護士 河合 弘之 (送達場所)
東京都千代田区内幸町1-1-7 NBF日比谷ビル16階
さくら共同法律事務所
TEL : 03-5511-4402 FAX : 03-5511-4411

弁護士 海渡 雄一
東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階
東京共同法律事務所
TEL : 03-3341-3133 FAX : 03-3355-0445

弁護士 甫守 一樹
東京都新宿区本塩町7-7 新井ビル3階
本塩町法律事務所
TEL : 03-6709-8711 FAX : 03-6709-8712

弁護士 大河 陽子
東京都新宿区本塩町7-7 新井ビル3階
本塩町法律事務所
TEL : 03-6709-8711 FAX : 03-6709-8712

債務者 関西電力株式会社
代表者 取締役社長 岩根 茂樹
住所 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

疎甲第1号証	内閣官房国民保護ポータルサイト (2017年5月15日版)
疎甲第2号証	毎日新聞 (2017年5月15日号)
疎甲第3号証	産経新聞 (2017年5月22日号)
疎甲第4号証	産経新聞 (2017年5月30日号)
疎甲第5号証	毎日新聞 (2017年5月15日号)
疎甲第6号証	朝日新聞 (2017年5月16日号)
疎甲第7号証	産経新聞 (2017年5月15日号)
疎甲第8号証	産経新聞 (2017年5月23日号)
疎甲第9号証	産経新聞 (2017年5月22日号)
疎甲第10号証	毎日新聞 (2017年5月16日号)
疎甲第11号証	読売新聞 (2017年5月16日号)
疎甲第12号証	「北朝鮮の軍事力と自衛隊」 半田滋 (東京新聞論説 兼編集委員一防衛問題担当) 作成のパワーポイント 参議院答弁書 (内閣総理大臣安倍晋三 平成26年11月25日)
疎甲第13号証	
疎甲第14号証の1	朝日新聞 (2016年8月6日号)
疎甲第14号証の2	朝日新聞 (2016年8月9日号)
疎甲第14号証の3	朝日新聞 (2016年11月22日号)
疎甲第14号証の4	読売新聞 (2016年8月5日号)
疎甲第14号証の5	読売新聞 (2016年8月6日号)
疎甲第14号証の6	読売新聞 (2016年8月9日号)
疎甲第14号証の7	読売新聞 (2016年11月1日号)
疎甲第14号証の8	毎日新聞 (2016年8月6日号)
疎甲第14号証の9	毎日新聞 (2016年8月9日号)
疎甲第14号証の10	毎日新聞 (2016年9月11日号)
疎甲第14号証の11	毎日新聞 (2016年11月2日号)
疎甲第14号証の12	産経新聞 (2016年8月6日号東京朝刊)
疎甲第14号証の13	産経新聞 (2016年8月6日号大阪朝刊)
疎甲第14号証の14	産経新聞 (2016年8月9日号東京朝刊)
疎甲第14号証の15	産経新聞 (2016年8月9日号大阪朝刊)
疎甲第14号証の16	産経新聞 (2017年3月7日号)
疎甲第14号証の17	産経新聞 (2017年4月25日号東京朝刊)
疎甲第14号証の18	産経新聞 (2017年4月25日号大阪朝刊)
疎甲第14号証の19	東京新聞 (2016年8月6日号)
疎甲第14号証の20	中日新聞 (2016年8月9日号)

疎甲第14号証の21	東京新聞（2017年2月13日号）
疎甲第14号証の22	日本経済新聞（2016年8月5日号）
疎甲第14号証の23	日本経済新聞（2016年8月9日号）
疎甲第14号証の24	日本経済新聞（2016年9月6日号）
疎甲第15号証	読売新聞（2017年5月11日号）
疎甲第16号証	読売新聞（2017年5月6日号）
疎甲第17号証	日本経済新聞（2017年5月6日号）
疎甲第18号証	「DIAMOND online 2017年5月11日号」 田岡俊次
疎甲第19号証	平成28年版防衛白書第2節朝鮮半島1北朝鮮
疎甲第20号証	東京新聞2017年4月30日号
疎甲第21号証	読売新聞（2017年4月30日号）
疎甲第22号証	朝日新聞（2017年5月15日号）
疎甲第23号証	読売新聞（2017年5月13日号）
疎甲第24号証	読売新聞（2017年5月2日号）
疎甲第25号証	参議院質問主意書（山本太郎平成26年11月17日）
疎甲第26号証	「日本のミサイル防衛 その定義と手順」 (2017年4月5日) HARUKAZE
疎甲第27号証	日本経済新聞（2017年5月17日号）
疎甲第28号証	日本経済新聞（2017年5月15日号）
疎甲第29号証	朝日新聞（2017年5月16日号）
疎甲第30号証	産経新聞（2017年5月16日号）
疎甲第31号証	「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」 1984年2月 財団法人日本国際問題研究所作成
疎甲第32号証	朝日新聞（2011年7月31日号）
疎甲第33号証	「軍事攻撃されると原発はどうなるか」（藤岡惇論文）
疎甲第34号証	産経新聞（2017年5月31日号）
疎甲第35号証	「悲惨を極める原子力発電所事故」 (2011年4月29日) 小出裕章
疎甲第36号証	「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」 (通称最悪シナリオ) (平成23年3月25日)
疎甲第37号証	福井地方裁判所判決 (平成26年5月21日)
疎甲第38号証	産経ニュース（2013年5月29日号）
疎甲第39号証	北朝鮮労働新聞（2013年4月10日号）
疎甲第40号証	東京新聞（2017年5月3日号）
疎甲第41号証	日本経済新聞（2017年5月17日号）

疎甲第42号証

産経ニュース（2017年6月22日号）